

原発立地・隣接道府県の原子力防災 計画内での赤十字の取り扱い方

長浜赤十字病院

はじめに

- ・長浜赤十字病院は滋賀県における基幹原子力災害拠点病院の指定を受けました。
- ・滋賀県は東日本大震災後に緊急被ばく医療体制整備を始めた後発県であり、体制作りが必ずしも十分なものではありません。
- ・原子力災害対策指針変更に伴い、従来の「緊急被ばく医療体制」から「原子力災害医療体制」へ転換されました。
- ・現行の「滋賀県緊急被ばく医療マニュアル」はこの変化に対応しておらず、早急な改定が必要な状況です。
- ・改定作業の参考とするため、原子力発電所の立地および隣接道府県の原子力災害対応計画を調査しています。その中で「日本赤十字社」の役割について調べてみました。

分類□		機関名称□	指定または登録年月日□	備考□
原子力災害拠点病院□		長浜赤十字病院【基幹】□	平成29年4月1日□	災害拠点病院□ 救命救急センター□
		大津赤十字病院□		基幹災害拠点病院□ 高度救命救急センター□
		滋賀医科大学付属病院□		災害拠点病院□
	登録番号□			
	1□	市立大津市民病院□	平成29年4月17日□	災害拠点病院□
	2□	草津総合病院□		災害拠点病院□
	3□	済生会滋賀県病院□		災害拠点病院□ 救命救急センター□ 京滋ドクターヘリ基地病院□
	4□	公立甲賀病院□		災害拠点病院□
	5□	近江八幡市立総合医療センター□		災害拠点病院□ 救命救急センター□
	6□	彦根市立病院□		災害拠点病院□
	7□	市立長浜病院□		UPZ隣接公立病院□
	8□	長浜市立湖北病院□		UPZ隣接公立病院□
	9□	高島市民病院□		災害拠点病院□
	10□	一般財団法人 滋賀県医師会□		
	11□	一般財団法人 滋賀県薬剤師会□		
	12□	公益社団法人 滋賀県看護協会□		
	13□	公益社団法人 滋賀県放射線技師会□		
指定公共機関□		日本赤十字社滋賀県支部□		原子力災害対策特別措置法 第六条□ 災害対策基本法 第二条第五号□

商業用原子力発電所の立地・隣接道府県

立地道府県：13道府県

北海道、青森県、宮城県、
 福島県、茨城県、新潟県、
 静岡県、石川県、福井県、
 島根県、愛媛県、佐賀県、
 鹿児島県

IPZ導入による新規隣接道府
 県：6県

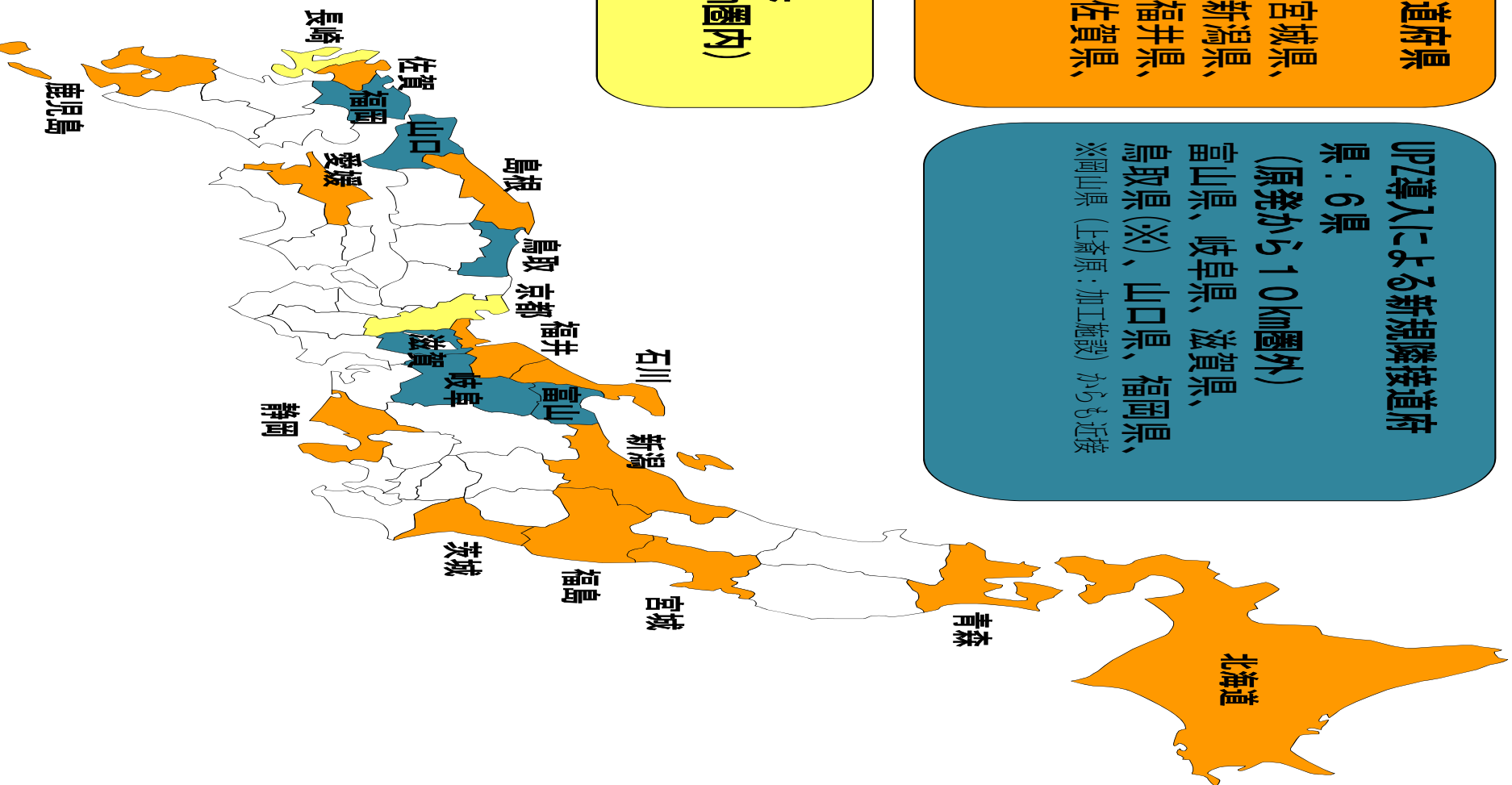
(原発から10km圏外)

富山県、岐阜県、滋賀県、

鳥取県(※)、山口県、福岡県、

※岡山県(上斎原：加工施設)からも近接

隣接府県：2府県
 (原発から10km圏内)
 京都府、長崎県



		指定公共機 関	本部	被ばく医療 機関	現場作業	一般災害 救護班	協力等
原発立地 13 道道県	北海道						
	青森県						
	宮城県						
	福島県						
	茨城県						
	新潟県						
	静岡県						
	石川県						
	福井県						
	島根県						
	愛媛県						
	佐賀県						
	鹿児島						
隣接府 8 県	富山県						
	岐阜県						
	滋賀県						
	京都府						
	鳥取県						
	山口県						
	福岡県						
	長崎県						

原発立地・隣接道府県 21道府県

・赤十字に関する記載あり 21道府県
記載なし 0県

21道府県の中で、

・指定公共機関としての赤十字の記載あり 15道府県
記載なし 6県

1県のみ、原子力災害医療協力機関に登録

21道府県の中で、

・救護所等における 一般災害対応の救護活動が明示 15府県

その他、救護物資や血液供給、義援金に関する記載が多かった

機 関 名	事 務 又 は 業 務
日本赤十字社 宮城県支部	1 医療救護に関すること。 2 救援物資の備蓄及び配分に関すること。 3 災害時の血液製剤の供給に関すること。 4 義援金の受付に関すること。 5 その他災害救護に必要な業務に関すること。

宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕

21道府県の中で、

・本部運営に関わることが記載されている 6府県

表4-1 緊急被ばく医療本部の組織・任務

区分	組織責任者	任 務	構成機関等	設置箇所
本部作業チーム	緊急被ばく医療本部長	緊急被ばく医療本部の総括、指揮	—	県庁及び
	県医師会長	専門的な立場から必要な助言・援助の実施 救護班派遣に係る調整	—	
	<u>日本赤十字社愛媛県支部長</u>	専門的な立場から必要な助言・援助の実施 救護班派遣に係る調整	—	
	情報収集連絡班	緊急被ばく医療に関する情報収集、提供、分析 関係機関等との連絡調整 緊急被ばく医療活動実施計画の策定	医療対策課、薬務衛生課、県立病院課、保健所等、重点市町、医師会等、 <u>日本赤十字社愛媛県支部</u> 、（医療機関、消防機関、関係団体）等	オフサイトセンター

21道府県の中で、

・緊急被ばく医療に関わる可能性あり？ 6府県

(5) 緊急被ばく医療実施時

- ア 国に対し、緊急被ばく医療派遣チームの派遣及び放射線医学総合研究所の受け入れ体制の確立要請
- イ 関東信越厚生局に対し、緊急医療センターへの要員の派遣要請
- ウ 水戸医療センターに対し、二次被ばく医療への協力要請
- エ 日本赤十字社（茨城県支部）等に対し、医療救護班を構成するチーム又は要員の派遣要請
- オ 社団法人茨城県医師会長に対し、緊急被ばく医療への協力要請
- カ 消防機関に対し、被ばく者搬送の支援要請
- キ 関係機関等に対し、放射線測定用資機材等の提供要請

表4 医療救護班を構成するチーム編成基準

区 分		初 期 被 ば く 医 療 救 護 班				二 次 被 ば く 療 救 護 班
		スクリーニングチーム	一次診断除染チーム	救護チーム (健康相談チーム)	設置・運営チーム	二次診断除染チーム
各チームの編成基準	医 師	1	2	2		2
	看護師 又は保健師	3	3	3		3
	放射線測定 要員	6	2	1		5
	受付要員等	3	2	2	8	4
	計	13	9	8	8	14

茨城県地域防災計画
(原子力災害対策計画編)

「原子力災害医療体制」マニュアル作成にあたっての 赤十字に関する疑問点

Q1. 赤十字は原子力災害医療協力機関に登録されるべきか？

原子力災害医療協力機関の主な機能

原子力災害医療協力機関に求められる機能としては、下記に掲げる7項目の機能のうち1項目以上を実施できることが求められる。なお詳細は参考資料に示す。

- A) 被ばく傷病者等の初期診療及び救急診療を行えること。
- B) 被災者の放射性物質による汚染の測定を行えること。
- C) 原子力災害医療派遣チームを保有し、その派遣体制があること。
- D) 救護所への医療チーム(又は医療関係者)の派遣を行えること。
- E) 避難退域時検査実施のための放射性物質の検査チームの派遣を行えること。
- F) 立地道府県等が行う安定ヨウ素剤配布の支援を行えること。
- G) その他、原子力災害発生時に必要な支援を行えること。

「原子力災害拠点病院等の施設要件」より

Q2. 赤十字の活動内容は？

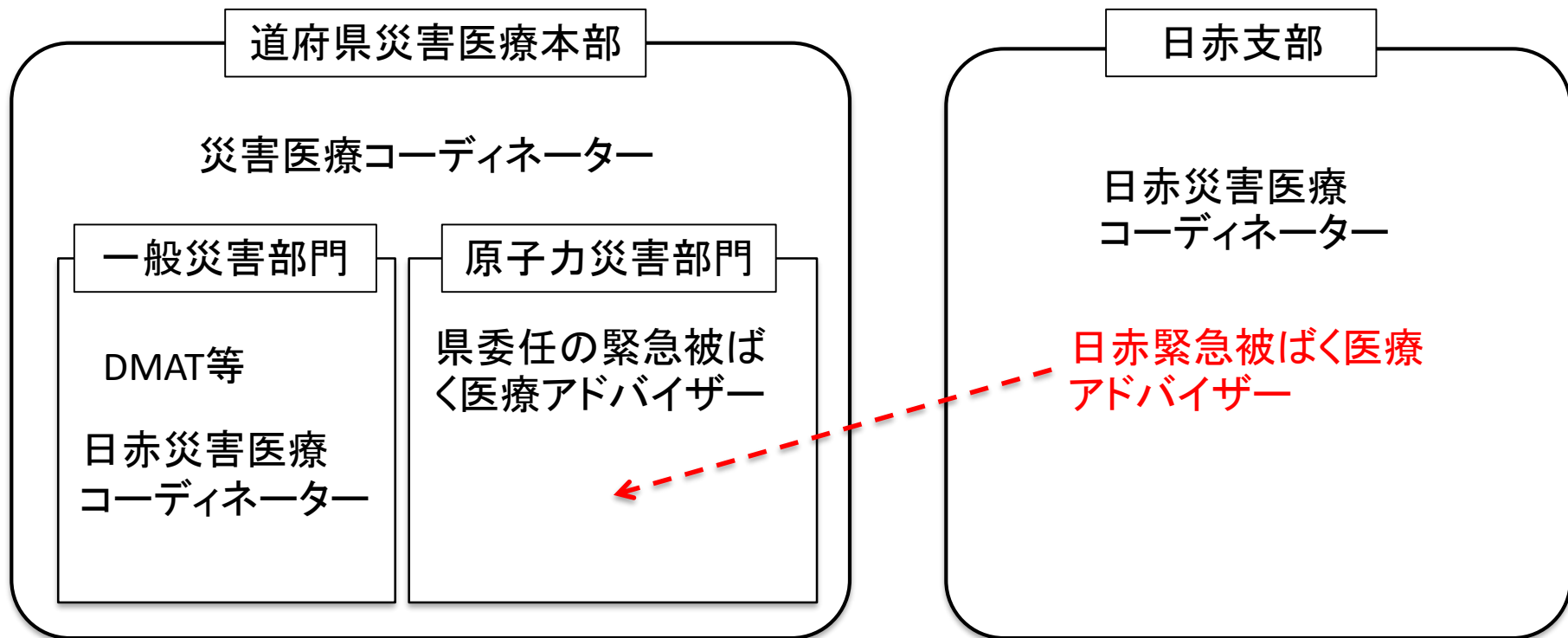
日本赤十字社が災害時に行う救護業務は次のとおりとされている。

- (1) 医療救護
- (2) 救援物資の備蓄と配分
- (3) 災害時の血液製剤の供給
- (4) 義援金の受付と配分
- (5) その他災害救護に必要な業務

緊急被ばく医療は？



Q3. 赤十字の本部活動は？



今年度中に改正案を完成させたいと考えています